

【医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算に係る掲示について】

当院はオンライン資格確認において以下の体制整備を行っています

- オンライン請求を行っています
- オンライン資格確認を行う体制を有しています
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧
または活用できる体制を有しています
- 電子処方箋の発行については現在整備中です
(令和7年3月31日までの経過観察)
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です
(令和7年9月30日までの経過措置)
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています
- 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を
取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所および
ホームページに掲載しています

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記の通り診療報酬点数を算定いたします

【医療情報取得加算】

初診	医療情報取得加算	1点
再診	医療情報取得加算(3ヶ月に1回)	1点

【医療DX推進体制整備加算】

初診	医療DX推進体制整備加算(月1回)	11点
----	-------------------	-----

※マイナンバーカードの利用率に応じて点数が変動するため、
請求点数が変わる可能性があります

医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しておりますので、
ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます